

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A市に所在し古書のリサイクル業を営む「B」に雇用されて勤務していたが、平成〇年〇月〇日午前11時47分頃、自転車で出勤途中、工事現場の誘導員の指示で停止し、足をついたところ、地面に穴があいていたためバランスを崩して転倒し、負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、C整形外科に受診し「臀部挫傷血腫、腰椎捻挫」と診断され加療を続けたところ、平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害の程度が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

請求人らは、要旨、①事故直後から現在に至るまで腰部、臀部の痛み、右下肢のシビレ等の神経症状があること、②X線、MRI画像等において、せき柱に顕著な変性がみられることから、請求人の後遺障害は障害等級第9級の「神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの」に該当すると主張しているので、以下、検討する。

(1) 医証についてみると、D医師は平成〇年〇月〇日付け意見書で、要旨、従前のX線、MRI画像及び平成〇年〇月〇日撮影のCT画像によると、第2、第3、第5腰椎の椎体に軽度圧迫骨折及び左臀部の筋断裂が認められ、これらは本件災害によるものであると述べている。一方、E医師は平成〇年〇月〇日付け診断書で、要旨、MRI画像上、L2/3、L3/4、L4/5椎間板の変性と全周性の膨隆(+)、神経孔の狭小化と脊柱管の狭小化を伴い、X線正面像及び側面像にてL4/5狭小化(+)と診断している。

(2) この点、当審査会において上記CT画像を読影し、改めて詳細に検討したが、D医師が所見している第2、第3、第5腰椎の椎体の圧迫骨折は認められなかった。

当審査会としては、請求人が主張する神経症状は、主に椎間板の加齢変性等に起因すると考えられ、したがって、本件災害に起因する器質的病変の存在は認められないと判断する。またF医師は障害等級認定に関する意見書で、腰臀部に局所神経症状が残存しているとの所見を述べていることに鑑みると、請求人に残存する障害の程度は、障害等級第9級の7の2「神経系統の機能又は精

神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの」には該当せず、決定書理由第2の2の(2)に説示するとおり、障害等級第14の9「局部に神経症状を残すもの」に該当すると判断する。

(3) 以上のことから、請求人に残存する障害は障害等級第14級を超えるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした障害給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。